

お子さまの「定期予防接種」で 受け忘れがないか確認しましょう！

定期予防接種は、お子さまを病気から守るだけでなく、多くの方が接種することで、社会全体に病気がまん延することを防ぐことができます。定期予防接種は対象年齢の範囲内であれば公費負担（無料）で接種できますので、この機会にお子さまの母子健康手帳を見直し、予防接種の受け忘れがないか確認しましょう。



○定期予防接種一覧表			
種類	対象年齢期間	接種回数	備考
H i b 小児用 肺炎球菌	生後2か月～5歳未満 ●標準接種期間：初回接種年齢は、 生後2か月～生後7か月未満	初回接種：3回接種 追加接種：1回接種	初回接種年齢により、接種回数が異なります。
四種混合 (ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ ポリオ)	生後3か月～7歳6か月未満 ●標準接種期間：第1期初回接種年齢は、 生後3か月～生後12か月未満	1期初回接種：3回接種 1期追加接種：1回接種	3種混合接種完了後のポリオ接種は、 原則として単独の不活化ワクチンを 接種します。 次のいずれかに該当する方は、不活 化ポリオワクチンの接種は不要です。 ①3種混合ワクチンを受けたことの ない方。 ②生ポリオワクチンを2回接種して いる方。 ③生ポリオワクチンを1回、かつ不 活化ポリオワクチンを3回接種し た方。
三種混合 (ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風) ・不活化ポリオ			
B型肝炎	1歳未満 ●標準接種期間：生後2か月～生後9か月未満	3回接種	
B C G	1歳未満 ●標準接種期間：生後5か月～生後8か月未満	1回接種	
水痘	1歳～3歳未満 ●標準接種期間：1回目の接種は、 生後12か月～15か月未満	2回接種	
MR (麻しん・ 風しん混合)	1歳～2歳未満(第1期) 小学校就学前の1年間にある方(第2期)	1期接種：1回接種 2期接種：1回接種	
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満(第1期) ●標準接種期間：1期初回接種は3歳、 1期追加接種は4歳	1期初回接種：2回接種 1期追加接種：1回接種	【特例措置】 ①平成11年4月2日～平成19年4月1 日までに生まれた方：第1期及び 第2期の未接種分を19歳まで定期 接種として接種できます。 ②平成19年4月2日～平成21年10月1 日までに生まれた方：第1期の未 接種分を9歳～13歳未満の間に定 期接種として接種できます。
	9歳～13歳未満(第2期) ●標準接種期間：9歳	2期接種：1回接種	
二種混合(ジフ テリア・破傷風)	11歳～13歳未満 ●標準接種期間：11歳	1回接種	

※現在、子宮頸がんの予防接種については、国の勧告により積極的な接種勧奨を控えております。
 ※予防接種の予約をしたときは、必ず予約した医療機関で接種をお願いします。
 ※お子さまの発熱などで予防接種が受けられなくなったときは、医療機関に連絡してください。
 ※接種スケジュールなど予防接種に関して不明な点がございましたら、子ども家庭課までご相談ください。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎569132

2歳児歯科健診のお知らせ

上三川町では、1歳6か月児健診から3歳児健診の間にむし歯になるお子さんが多くなっています。そこで、2歳のお子さんを対象に「2歳児歯科健診」を実施いたします。歯科健診やブラッシング指導を通して、むし歯予防や生活習慣について見直していきましょう。

▶日にち・対象＝

日にち	対象
令和元年 9月12日(木)	① 平成29年4月1日～平成29年9月30日生まれ ② 平成28年10月1日～平成29年3月31日生まれのうち、平成30年度未受診の方

▶受付＝午後1時10分～2時45分

▶場所＝上三川いきいきプラザ 検診ホール

▶持ち物＝母子手帳、歯ブラシ、コップ、タオル、問診票

▶内容＝歯科健診、染め出し、ブラッシング指導

対象のお子さんには、個人通知をしています。詳しくは通知をご覧ください。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課 母子健康係 ☎569132

8月は食品衛生月間です！

～お肉はしっかり焼いて食べましょう～

細菌やウイルスは、はじめからお肉についていることがあるので、新鮮であっても生やよく焼けていないお肉を食べると食中毒を起こすことがあります。

子どもや高齢者は、食中毒になると症状がひどくなりやすいので、お肉はしっかり焼いて食べましょう。

特に、バーベキューは、火加減が難しく、生焼けになることが多いことや保存温度が高くなりやすいことに加えて、箸などの器具の使い分けや洗浄が不十分になりやすいので注意しましょう。

細菌やウイルスは熱に弱いので、内部が白っぽく変化するまで、しっかり火を通しましょう！

生のお肉を触る箸と食べるときに箸は必ず分けましょう！

お肉を調理した包丁やまな板は、きれいに洗い熱湯をかけましょう！

▶問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係 ☎569133

～デマンド交通（かみたん号）のご案内～



Q. デマンド交通ってなに？

A. 予約型の乗り合いタクシーで、目的の場所まで送迎する交通手段だよ。事前に役場に利用登録をして、利用したい日時を電話で予約してね。

●問い合わせ先【予約】予約センター：☎0120-272-315
(通話料無料・平日 午前8時～午後5時)
【登録】地域生活課生活係：☎0285-56-9129

